

防府市パブリックコメント実施要綱

平成19年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市参画及び協働の推進に関する条例（平成24年防府市条例第31号。以下「条例」という。）第13条に規定するパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定め、市民等の市政への積極的で幅広い参加の機会を確保し、市の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民等と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等を決定する過程において、市長等が、当該政策等の趣旨、内容その他必要な事項を広く市民等に公表し、市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、条例第9条に規定する参画の対象とする。

(政策等の案の公表等)

第4条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、条例第13条第1項に規定する事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、条例第12条に規定する公表の方法とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、公表しようとする政策等の案及び前条の関係資料（以下「案等」という。）が相当量に及ぶことその他の理由により案等のすべてを掲載し、又は配付することが困難なときは、その一部をこれに掲載しないこと、又は配付しないことができる。この場合においては、当該案等の全体の入手又は閲覧方法を明示するものとする。

3 市長等は、案等の公表を行うことについて、市広報への掲載その他適当な方法により、広く市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第6条 市長等は、意見の提出期間及び提出方法を定め、案等を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が意見を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とするものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他市長が定める方法によるものとする。この場合において、住所（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）、氏名（法人等にあつては法人名及びその代表者名）及び電話番号の明記を意見の受付条件とする。

4 案等について意見を提出した市民等の氏名、名称その他当該市民等に関する情報を公表する場合には、当該案等を公表するときその旨を明示しなければならない。

(意見の処理)

第7条 市長等は、市民等から提出された意見を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方並びに当該政策等の案を修正した場合にあつては当該修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見
- (3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見
- (4) 防府市情報公開条例（平成10年条例第28号）第6条に掲げる情報に該当する意見（前条第4項に規定する場合を除く。）

3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用する。

（一覧の作成等）

第8条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、閲覧コーナーに備え付けるとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 市長は、この要綱による手続の実施結果を定期的に取りまとめ、その概要を公表するものとする。第1項の規定は、この場合について準用する。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。